

平成 18 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ ロ ワ イ ド
代 表 社 名 代表取締役社長 渡辺順寛
コード番号 7616 東証第 1 部
問 合 せ 先 専務取締役 野尻公平
(電話 : 045-312-5970)

第三者割当による新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 3 月 14 日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株式発行要領

- (1) 新 株 の 種 類 : 株式会社コロワイド第 2 回優先株式 (以下「第 2 回優先株式」という。)
- (2) 1 単元の株式の数 : 第 2 回優先株式につき 1 株
- (3) 発 行 株 式 数 : 30 株
- (4) 発 行 価 格 : 1 株につき 100,000,000 円
- (5) 発行価額の総額 : 3,000,000,000 円
- (6) 資 本 組 入 額 : 1 株につき 50,000,000 円
- (7) 資本組入額の総額 : 1,500,000,000 円
- (8) 発行価額中資本に : 1 株につき 50,000,000 円
組み入れない額
- (9) 申 込 期 日 : 平成 18 年 3 月 30 日 (木)
- (10) 払 込 期 日 : 平成 18 年 3 月 30 日 (木)
- (11) 発 行 年 月 日 : 平成 18 年 3 月 30 日 (木)
- (12) 配 当 起 算 日 : 平成 18 年 4 月 1 日 (土)
- (13) 割当方法及び割当先 : 第三者割当の方法により日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) に 30 株全てを割り当てる。
- (14) 新 株 券 交 付 日 : 平成 18 年 3 月 30 日 (木)
- (15) 優 先 配 当 金
優先配当金の : 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された
額 第 2 回優先株式を有する株主 (以下「第 2 回優先株主」という。) 又は第 2 回優先株式の登録質権者 (以下「第 2 回優

先登録質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に対する支払いに先立ち、第2回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)の利益配当金(以下「第2回優先配当金」という。)を支払う。

平成23年3月31日までの営業年度に係る利益配当について

第2回優先配当金 = 100,000,000 円 × 1.5%

平成23年4月1日以降の営業年度に係る利益配当について

第2回優先配当金 = 100,000,000 円 × (日本円 TIBOR + 3.5%)

「日本円 TIBOR」とは、優先配当金に関する営業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円 TIBOR が上記の日に公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR6か月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円 TIBOR とする。

優先中間配当金の額 : 中間配当を行う場合、当社は、第2回優先株主又は第2回優先登録質権者に対して、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき第2回優先配当金の2分の1に相当する額(以下「第2回優先中間配当金」という。)を支払う。

ある営業年度において第2回優先中間配当金が支払われた場合、第2回優先配当金の支払いは、第2回優先中間配当金を控除した額による。

累積条項 : ある営業年度において、第2回優先株主又は第2回優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第2回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「第2回累積未払優先配当金」という。)については、第2回優先配当金及び普通株主又は普通登録質権者に対する利益配当金に先立って、これを第2回優先株主又は第2回優先登録質権者に支払う。

非 参 加 条 項

- 第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録質権者に対しては、第 2 回優先配当金を超えて配当を行わない。
- (16) 残 余 財 産 の 分 配 : 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録質権者に対し、第 2 回優先株式 1 株につき 100,000,000 円及び第 2 回累積未払優先配当金相当額を支払う。
- 第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (17) 買 受 け : 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、第 2 回優先株式のみを買い受けることができる。
- 第 2 回優先株主は、当社が行う他の種類の株式に関する買受けについて、商法第 210 条第 7 項の請求をなし得ず、第 2 回優先株主に関する請求権に係る同条第 6 項の招集通知の記載を要しない。
- (18) 議 決 権 : 第 2 回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (19) 分 割 又 は 併 合 : 当社は、第 2 回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (20) 買 取 請 求 : 第 2 回優先株主は、平成 23 年 4 月 1 日以降いつでも、第 2 回優先株式 1 株につき 100,000,000 円に買取りの効力発生日現在における第 2 回累積未払優先配当金相当額及び第 2 回日割未払優先配当金相当額を加えた額を買取価額として、第 2 回優先株式の全部又は一部の買取りを請求することができる。
- 第 2 回日割未払優先配当金相当額は、買取りがなされる営業年度に係る第 2 回優先配当金について、1 年を 365 日とし、買取りを行う日の属する営業年度の初日から買取りの効力発生日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。）とする。
- 買取請求は、買取りの効力発生日が属する営業年度の直前営業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前営業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び買取りの効力発生日が属する営業年度において既に行取りが実行又は決定された金額（他の種類の株式の買取金額を含む。）の合計額を控除した金額（以下「限度額」という。）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。

- (21) 強 制 買 取 : 当社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第 2 回優先株式 1 株につき 100,000,000 円に強制買取日現在における第 2 回累積未払優先配当金相当額及び第 2 回日割未払優先配当金相当額を加えた額を強制買取価額として、第 2 回優先株式の全部又は一部を強制的に買い取ることができる。一部買取の場合は、抽選その他の方法により行う。第 2 回日割未払優先配当金相当額は、強制買取日の属する営業年度に係る第 2 回優先配当金について、1 年を 365 日とし、強制買取日の属する営業年度の初日から強制買取がなされる日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満少数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。）とする。
- 強制買取は、強制買取の効力発生日が属する営業年度の直前営業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前営業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制買取の効力発生日が属する営業年度において既に取りが実行又は決定された金額（他の種類の株式の買取金額を含む。）額の合計額を控除した金額を限度とする。
- (22) 優 先 順 位 : 第 2 回優先株式に係る利益配当金、中間配当金及び残余財産の支払順位は、第 1 回優先株式に係る利益配当金、中間配当金及び残余財産の支払いに劣後する。

2 . 今回の増資による発行済株式総数の推移

(1)	現在の発行済株式総数	42,631,488 株
	(普通株式	42,631,458 株)
	(優先株式	30 株)
(2)	増資による増加株式数	30 株
	(普通株式	0 株)
	(優先株式	0 株)
	(第 2 回優先株式	30 株)
(3)	増資後発行済株式総数	42,631,518 株
	(普通株式	42,631,458 株)
	(優先株式	30 株)
	(第 2 回優先株式	30 株)

3 . 増資の理由及び資金の用途等

(1) 増資の理由

当社は、ここ数年来業容の拡大と業態の多角化の一環として M & A を採用しており、今後も M & A を推進して参りたいと存じます。この事業規模の拡大と同時に、その

裏付けとなる健全な財務体質を維持するために第三者割当による増資を行います。

(2) 増資調達資金の使途

今後予想される新規のM & A、新規出店などの設備投資に割り当てます。

(3) 業績に与える見通し

当期末における発行ですので、当期の業績に与える影響はございません。

4 . 株主への利益分配等

(1) 利益分配に関する基本方針

当社は株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、収益に応じて積極的に還元していきたいと考えております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

(3) 内部留保資金の使途

今後予想される新規出店などの設備投資の原資とすることで、有効に投資してまいりたいと考えております。

5 . 過去 3 年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備 金増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
平成 14 年 4 月 1 日 ~ 平成 15 年 3 月 31 日 (注 1)	普通株式 512,459	普通株式 14,599,304	208,058	1,058,768	208,004	1,104,210
平成 15 年 4 月 1 日 ~ 平成 16 年 3 月 31 日 (注 2)	普通株式 131,776 優先株式 30	普通株式 14,731,080 優先株式 30	1,553,501	2,612,269	1,553,486	2,657,697
平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 17 年 3 月 31 日 (注 3)	普通株式 4,216,235	普通株式 18,947,315 優先株式 30	1,369,750	3,982,019	1,869,527	4,527,224

平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日 (注 4)	普通株式 23,684,143 第 2 回優先 株式(予定) 30	普通株式 42,631,458 優先株式 30 第 2 回優先 株式(予定) 30	1,500,000 (予定)	5,482,019 (予定)	1,500,000 (予定)	6,027,224 (予定)
---	---	---	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

(注 1) 平成 15 年 3 月期

平成 14 年 6 月 10 日発行の「2006 年 9 月 30 日満期スイス・フラン建転換社債型新株予約権付社債」の新株予約権の行使により、上記の発行済株式数・資本金・資本準備金が増加しました。

(注 2) 平成 16 年 3 月期

平成 14 年 6 月 10 日発行の「2006 年 9 月 30 日満期スイス・フラン建転換社債型新株予約権付社債」の株式への転換により、発行済株式総数は 131,776 株増加し、資本金に 53,501 千円、資本準備金に 53,486 千円を組入れました。また、平成 16 年 3 月 31 日付で第三者割当による優先株式 30 株を発行し、資本金に 1,500,000 千円、資本準備金に 1,500,000 千円を組入れました。

(注 3) 平成 17 年 3 月期

スイス・フラン建転換社債型新株予約権付社債の株式への転換により、次表のように 2 件合わせて、発行済株式数は 3,069,963 株増加し、資本金に 1,369,750 千円、資本準備金に 1,369,399 千円を組入れました。

スイス・フラン建転換社債型新株予約権付社債の株式への転換状況

	資本金増加額(千円)	資本準備金増加額(千円)	転換社債型新株予約権付社債減少額(千円)	発行株式数(株)
2006 年 9 月 30 日満期	531,054	530,895	1,061,950	1,308,017
2007 年 9 月 30 日満期	838,695	838,504	1,677,200	1,761,946
合計	1,369,750	1,369,399	2,739,150	3,069,963

平成 16 年 10 月 1 日付、㈱最良屋を完全子会社とする株式交換により、普通株式 1,146,272 株を発行し、500,127 千円全額を資本準備金に組入れました。

、併せて資本金は 1,369,750 千円、資本準備金は 1,869,527 千円、発行済株式総数は 4,216,235 株増加いたしました。

(注 4) 平成 18 年 3 月期

平成 17 年 5 月 20 日付をもって普通株式 1 株を 1.5 株に株式分割し、普通株式の発行済株式総数が 9,473,657 株増加しました。

平成 18 年 2 月 1 日付をもって普通株式 1 株を 1.5 株に株式分割し、普通株式の発行済株式総数が 14,210,486 株増加しました。

平成 18 年 3 月 30 日付第 2 回優先株式の発行(予定)により、資本金に 1,500,000

千円、資本準備金に 1,500,000 千円を組入れますので、資本金は 5,482,019 千円（予定）、資本準備金は 6,027,224 千円（予定）になります。

（２） 過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期		平成 18 年 3 月期	
			分割前	権利落後	分割前	権利落後
始値	810 円	812 円	964 円	—	840 円	—
高値	968 円	999 円	1,390 円	879 円	2,185 円	1,532 円
安値	760 円	810 円	952 円	834 円	786 円	987 円
終値	831 円	961 円	—	840 円	—	1,201 円
株価収益率	36.4 倍	22.3 倍	—	63.9 倍	—	—

（注）

平成 17 年 3 月期については、分割基準日を平成 17 年 3 月 31 日（木）効力発生日を平成 17 年 5 月 20 日（金）とする株式分割（1 株を 1.5 株に分割）を行っております。

平成 18 年 3 月期については、分割基準日を平成 18 年 1 月 31 日（火）効力発生日を平成 18 年 2 月 1 日（水）とする株式分割（1 株を 1.5 株に分割）を行っております。

平成 18 年 3 月期については、平成 18 年 3 月 10 日現在で表示しております。

株価収益率は、決算期末の株価（終値）を 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。

6 . 割当先の概要

割当予定先の名称		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）
割当株数		第 2 回優先株式 30 株
払込金額		3,000,000,000 円
割 当 先 の 内 容	住所	東京都中央区晴海一丁目 8 番 11 号
	代表者の氏名	代表取締役社長 伊戸富士雄
	資本の額 （平成 18 年 2 月末現在）	510 億円
	事業の内容	年金信託、単独運用指定金銭信託、特定金銭信託、証券投資信託、管理・運用有価証券信託、退職給付信託等に係る有価証券等の管理業務、余資運用、レンディング、外国為替取引、更にカストディ、元利金支払事務等、資産管理に係る信託業務および銀行業務 オンライン情報提供サービス等日本版マスタートラストに関する業務。
	大株主 （平成 18 年 2 月末現在）	株式会社りそな銀行(33.33%) 住友信託銀行株式会社（33.33%） 三井トラスト・ホールディングス株式会社（33.33%）

当 社 と の 関 係	出 資 関 係	当社が保有している 取得者の株式の数	0 株
		取得者が保有してい る当社の株式数	普通株式 2,979,000 株（平成 18 年 2 月 1 日現在） 優先株式 30 株（平成 18 年 2 月 1 日現在）
	取引関係等		なし
	人事関係		役員兼任関係なし

平成 18 年 2 月末現在

7. 増資後の大株主構成等

（普通株式）

順位	株主名	所有株式数	所有割合
1	蔵人金男	5,641,147 株	13.23%
2	蔵人良子	3,656,250 株	8.58%
3	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	2,979,000 株	6.99%
4	有限会社サンクロード	2,802,093 株	6.57%
5	蔵人賢樹	2,546,155 株	5.97%

（優先株式）

順位	株主名	所有株式数	所有割合
1	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	30 株	100%

（第 2 回優先株式）

順位	株主名	所有株式数	所有割合
1	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	30 株	100%

以上